

令和2年度 事業者によるダイオキシン類自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設の設置者は、排出ガス、排出水等について、ダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられています。

本市では、令和2年度の事業者によるダイオキシン類自主測定結果について、次のとおり取りまとめました。

1 自主測定結果

(1) 排出ガス

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	排出基準値※ (ng-TEQ/Nm ³)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉	43	31	30	0	12	0	1	0 ~ 4.9	0.1 ~ 10

(2) 排出水

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	排出基準値 (ng-TEQ/l)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉に係る施設	9	1	1	0	8	0	0	0.81	10

(3) ばいじん

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	排出基準値 (ng-TEQ/g)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉	43	22	21	0	21	0	1	0 ~ 4.6	—

(4) 焼却灰その他の燃え殻

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	排出基準値 (ng-TEQ/g)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉	43	26	25	0	17	0	1	0 ~ 1.4	—

- (備考) 1 「届出施設数」とは、届出のあった令和2年3月31日現在の特定施設の施設数を示す。(令和2年3月31日以前に廃止届出のあった特定施設は除く。)
- 2 「報告対象施設数」とは、年度を通じて休止、施設未完成、集じん機なし、汚水の循環使用により排水なし、使用開始後1年に満たない施設等を除いた施設数を示す。
- 3 「報告施設数」とは、令和2年度のダイオキシン類の自主測定結果の報告があった施設数を示す。
- 4 「廃止施設数」とは、令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に廃止届出が提出された施設数を示す。
- 5 「報告対象外施設数」とは、年度を通じて休止、施設未完成、集じん機なし、汚水の循環使用により排水なし、使用開始後1年に満たない施設、流動床炉等構造上やむを得ない等のため測定不能であった施設数を示す。
- 6 「未報告施設数」とは、令和2年度のダイオキシン類の自主検査測定結果の報告がなかった施設数を示す。また、未報告の内訳として平成31年度中は稼動していたが、令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に廃止してダイオキシン類の自主測定ができなくなった廃止施設及び測定の実施について指導を要する施設数を示す。
- 7 測定結果の単位等は次のとおり
- | | |
|------------|--|
| pg (ピコグラム) | : 一兆分の1グラム |
| ng (ナノグラム) | : 十億分の1グラム |
| TEQ (毒性等量) | : ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を最も毒性の強い2, 3, 7, 8-TCDD (テトラクロロジベンゾパラジオキシン) に換算して合計したものの。 |
- 8 排出基準値(※)の詳細は次頁に示した。

2 測定結果の評価

(1) 大気基準適用施設 (排出ガス)

報告のあった施設の測定結果は、いずれも排出基準値以下でした。

(2) 水質基準対象施設 (排水)

報告のあった施設の測定結果は、いずれも排出基準値以下でした。

3 今後の対応等

今後も引き続き、事業者に対して排出基準値が遵守されるよう、法に基づき、自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導を行います。

なお、未報告施設のうち要指導施設については、分析を実施しその結果を速やかに報告するよう指導しています。

4 その他

事業者による自主測定結果の一覧表は、別紙のとおりです。

自主測定結果一覧表については、環境保全課において閲覧に供するとともに、環境保全課のホームページに掲載いたします。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準値

1 排出ガスに係る排出基準値

単位：ng-TEQ/Nm³

特定施設の種類	焼却能力	判定基準値	
		既存施設	新設施設
廃棄物焼却炉	4t/時以上	1	0.1
	2t/時～4t/時	5	1
	2t/時未満	10	5

- (備考) ・ 「既存施設」とは、平成12年1月15日（法の施行日）より前に設置の工事が着手された施設を示す。
 ・ 「新設施設」とは、平成12年1月15日（法の施行日）以降に設置の工事が着手された施設を示す。

2 排水に係る排出基準値

単位：pg-TEQ/L

特定施設の種類	排出基準値
廃棄物焼却炉に係る施設	10

3 ばいじん、焼却灰その他の燃え殻に係る処理基準値

単位：ng-TEQ/g

特定施設の種類	区分	判定基準値	
		既存施設	新設施設
廃棄物焼却炉	ばいじん	(3)	3
	焼却灰その他の燃え殻	(3)	3

- (備考) ・ ばいじん、焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類についての排出基準値は定められておらず、埋立処分等を行う場合に、処理基準値が適用になる。
 ・ 既存施設において、セメント固化、薬剤処理または酸抽出を行っているものについては、処理基準値は適用されない。